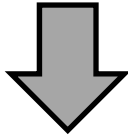


(物資の引き渡しについて)

※申出される方は、必ず次頁のチェックリストをご確認ください

原則として、受領の
前日までに
申出内容をメール
(団体等→市民公益活動推進課)



(送信先)

市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課
(メールアドレス) koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp
(メールタイトル) 物資受取
(メール本文に必要な項目)

- ①団体名 ※個人の場合、個人名を記入
- ②代表者名
- ③団体所在地
- ④連絡先
- ⑤緊急連絡先・担当者名(輸送担当者名及び連絡先)
- ⑥物資輸送先
- ⑦提供希望物資(品目, おおよその数量)
- ⑧輸送車両の車種・台数
- ⑨物資受領予定日時
- ⑩これまでの災害支援活動の実績(活動時期, 活動場所, 活動内容)
※ 活動実績がない場合は、「なし」と記入
※ 活動実績については、2回目以降の申出の際は省略可

(物資引渡し認証専用電話) 080-1758-7684

※対応可能時間は、午前9時～午後6時(土日祝日を除く)

要件に該当する
団体等に認証メール
を送信
(市民公益活動推進課→団体等)



(要件審査)

- ・輸送(支援)先が確定している
(ニーズの把握, 日程調整など)
- ・輸送先での支援物資の配布が確実にできる
(物資の積み下ろし, 配布作業。作業人員の確保)
- ・車両を自ら確保し活動できる

支援物資の引渡し

(認証書提示
→物資の引渡し
→支援物資受領証)



(引渡し場所)

旧東市民センター

福岡市東区香住ヶ丘1丁目12-1

※進入可能な車両の大きさ: 最大で2トントラック程度

(引渡し方法)

- ・必要な物資を団体が引渡しを受け、自ら車両に積み込む。

(引渡し時間) ※土日祝日も対応

- ・午前8時30分から午後7時まで

(正午から午後1時までは除く)

※物資の保管量により、希望される品目・数量をお渡しできない場合があります。

【品目】水, 栄養補助ゼリー飲料, ウェットティッシュ

被災地で支援活動

- ・活動中の事故等は、団体の自己責任による
- ・支援先との調整は、団体が行う

活動報告

(団体等→市民公益活動推進課)

- ・活動実績を市民公益活動推進課に任意様式により報告

(メールアドレス) koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp

(メールタイトル) 活動報告

※ 物資の輸送先, 活動日時, 活動の際に気付いたこと等についてご報告ください。

※ 報告は、ホームページやフェイスブック等での情報発信でも可。この場合、投稿先URLを記載し、上記アドレスへ送付してください。

【問い合わせ先】

TEL: 092-711-4283 (市民局市民公益活動推進課)

受付時間: 午前9時から午後5時まで(月曜から金曜まで, 祝日を除く)

災害ボランティア活動におけるチェックリスト

1	被災地でのボランティア活動への参加を強く希望している。
2	参加することについて、家族の了解が得られている。
3	被災地でのボランティア活動が可能で20歳以上である。 (未成年者の場合、親権者の承諾が必要)
4	すべての活動が自己完結・自己責任であることを理解している。 <ul style="list-style-type: none"> ・運搬車両の確保が必要（ガソリン代等） ・物資の積み込みは全て自団体で行う必要がある (積み込みの際、耐荷重 100 kg程度の台車利用可) ・任意保険への加入が望ましい (車両保険、ボランティア活動保険など)
5	被災者への配慮が必要であることを理解している。 ①相手の立場に立ち、共感をもって対応する。発言に配慮する。 ②プライバシーを保護する。 <ul style="list-style-type: none"> ・活動中に知り得た秘密などは口外しない。 ・写真や動画撮影などは、被災者のプライバシーに十分配慮する。 ③デマを流さない。 <ul style="list-style-type: none"> ・噂や不確かな情報を発信しないようにする。
6	輸送先が確定しており、輸送先での物資の積み下ろし、配布作業などが確実にできる人員が確保できている。
7	【NPO 法人のみのチェック項目】 活動が定款の範囲内であることを確認している。 (NPO 法人として行える活動は定款の範囲内です。)

被災地の状況は刻一刻と変化しています。

上記に記載しているもの以外リスクが発生する可能性があります。

状況を注意深く把握し、被災者の方の心に寄り添った支援を行ってください。